別記様式第２の４（別紙）（第１０条関係）

指定事業者事業実施計画書

１．実施する復興推進事業（以下「事業」という。）の内容

２．事業の実施場所

３．指定事業者事業実施計画期間及び希望する指定の有効期間

４．事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附帯設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設

　（以下「設備投資」という。）に関する計画

　（１）指定事業者事業実施計画期間全体における設備投資予定額　　総計○○百万円

　（２）年度別内訳

　　（イ）○○年度

　　　（ⅰ）設備投資予定額　　小計○○百万円

　　　（ⅱ）内訳

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設備名 | 設置予定地 | 取得予定年月日 | 取得予定価額 | 用途 | 事業内容 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

（ロ）○○年度

　　　（ⅰ）設備投資予定額　　小計○○百万円

　　　（ⅱ）内訳

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設備名 | 設置予定地 | 取得予定年月日 | 取得予定価額 | 用途 | 事業内容 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

５．事業の実施に要する資金の総額及びその内訳並びにその資金の調達方法関する計画

　（１）指定事業者事業実施計画期間全体における事業の実施に要する資金の見込額　総計○○百万円

　（２）年度別内訳

　　（イ）○○年度

　　　（ⅰ）事業の実施に要する資金の見込額　　小計○○百万円

　　　（ⅱ）内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資金調達先見込 | 見込額 | 資金調達方法見込 |
|  |  |  |
|  |  |  |

（ロ）○○年度

　　　（ⅰ）事業の実施に要する資金の見込額　　小計○○百万円

　　　（ⅱ）内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資金調達先見込 | 見込額 | 資金調達方法見込 |
|  |  |  |
|  |  |  |

６．建築物整備事業（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成２３

　年法律第２９号。以下「震災特例法」という。）第１０条の２第１項の表の第１号の第４欄、第１７条

　の２第１項の表の第１号の第４欄及び第２５条の２第１項の表の第１号の第４欄に規定する建築物整

　備事業をいう。以下同じ。）を実施する場合にあって、震災特例法第１０条の２第１項若しくは第３項、

第１７条の２第１項若しくは第２項又は第２５条の２第１項若しくは第２項（これらの規定のうち第

１号に係る部分に限る。以下同じ。）の規定の適用を受けようとするときは、（１）及び（２）に掲げ

る事項

　（１）その建築物整備事業が、次のいずれかに該当する場合には、それぞれ次に定める事項

　　（イ）東日本大震災復興特別区域法施行規則第８条第１項第５号イ　その建築物整備事業の用に供

　　　　する建築物が耐火建築物（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第９号の２に規定する耐

火建築物をいう。）又は、それ以外の建築物のいずれかに該当するかの区分

　 （ロ）東日本大震災復興特別区域法施行規則第８条第１項第５号ロ　内閣総理大臣の認定の有無

　（２）次に掲げる要件のいずれかを満たすものとして震災特例法第１０条の２第１項若しくは第３項、

第１７条の２第１項若しくは第２項又は第２５条の２第１項若しくは第２項の規定の適用を受け

ようとする場合には、それぞれ次に定める事項

1. 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成２３年

政令第１１２号。以下「震災特例法施行令」という。）第１２条の２第２項第１号若しくは第

２号イ、第１７条の２第１項第１号若しくは第２号イ又は第２２条の２第１項第１号イ若し

くは第２号イに掲げる要件　その建築物整備事業の用に供する建築物の延べ面積

1. 震災特例法施行令第１２条の２第２項第１号ロ、第１７条の２第１項第１号ロ又は第２２

　　条の２第１項第１号ロに掲げる要件　その建築物整備事業の用に供する建築物の地上階数及

び屋上広場の有無

1. 震災特例法施行令第１２条の２第２項第１号ハ若しくは第２号ロ、第１７条の２第１項第

１号ハ若しくは第２号ロ又は第２２条の２第１項第１号ハ若しくは第２号ロに掲げる要件

その建築物整備事業を施行する土地の区域（以下「建築物整備事業区域」という。）内におい

て整備される公共施設（道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。）の用に供される

土地の面積のその建築物整備事業区域の面積のうちに占める割合

1. 震災特例法施行令第１２条の２第２項第１号ニ若しくは第２号ハ、第１７条の２第１項第

１号ニ若しくは第２号ハ又は第２２条の２第１項第１号ニ若しくは第２号ハに掲げる要件

建築物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便

の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額

（添付書類）

以下の書類を添付すること（建築物整備事業を実施する場合に限る。）。

　（１）方位、道路及び目標となる地物並びに建築物整備事業区域を表示した付近見取図

　（２）縮尺、方位、事業区域、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置を表示した建築物の配置

　　　図

（３）縮尺、方位、間取り及び設備の概要を表示した建築する建築物の各階平面図

（４）上記６．（２）（ハ）に定める事項を記載する場合にあっては、次に掲げる書類

　（イ）建築物整備事業区域内において整備される公共施設の配置図

　（ロ）上記６．（２）の割合の算定の根拠を記載した書類

（５）上記６．（２）（ニ）に定める事項を記載する場合にあっては、次に掲げる書類

　（イ）建築物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便

　　　の増進に寄与する施設の配置図

（ロ）上記６．（２）（ニ）の費用の額の算定の根拠を示した書類

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。